

令和5年5月 定例教育委員会 会議録

1 日 時 令和5年5月22日（月） 開会15時00分 閉会16時10分

2 場 所 福井市役所8階第3委員会室

3 出席者 教育長 吉川 雄二
教育長職務代理者 春木 伸一
教育委員 多田 和博
教育委員 宮郷 美千代
教育委員 栗原 知子

<事務局職員>

教育部長 林 俊宏
少年対策参事官 前田 俊行
教育次長 小倉 敏之
図書館統括館長 西行 裕
教育総務課長 諏訪 光宏
学校教育課長補佐 塚本 大祐
保健給食課長 木下 武明
生涯学習課長 高比良 博則
青少年課長 橋詰 正弘
スポーツ課長 塩見 伸治
文化財保護課長 渡邊 貴美
図書館長 中野 裕三
みどり図書館長 井土 博之
桜木図書館長 嶋津 康弘
調整参事 新井 敏男
教育総務課 副課長 山田 治
教育総務課 課長補佐 楨野 克典
教育総務課 主幹 内田 佳邦

4 議 題

議 事

第4号議案 市議会臨時会提出議案（専決処分の報告について）に同意することについて

第5号議案 市議会定例会提出議案（財産の取得について）に同意することについて

第6号議案 令和6年度使用福井県義務教育諸学校教科用図書採択福井・高志地区協議会の設置について

第7号議案 学校嘱託医の退職に伴う福井市学校嘱託医功労者表彰について

- 第1号報告 専決処分（福井市通学区域審議会委員の委嘱）の承認を求めることについて
- 第2号報告 専決処分（福井市結核対策委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて
- 第3号報告 専決処分（福井市学校給食運営委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて
- 第4号報告 専決処分（福井市社会教育委員の委嘱）の承認を求めることについて
- 第5号報告 専決処分（福井市スポーツ推進審議会委員の委嘱）の承認を求めることについて
- 第6号報告 専決処分（福井市スポーツ推進審議会委員の委嘱）の承認を求めることについて

報 告

- (1) 福井市少年愛護センター補導員福井市長表彰について
- (2) 新たに指定される県指定文化財について

5 議事の経過

- (1) 開会
- (2) 教育長あいさつ
- (3) 会議録署名委員の指名 多田 委員 栗原 委員
- (4) 議事の要旨

教育長

まず、第4号議案及び第5号議案について、市議会上程前につき、非公開を要する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を非公開としたいが、ご異議ないか。

— 異議なし —

教育長

ご異議ないようなので、第4号議案及び第5号議案については非公開とする。非公開の案件については、後ほど審議する。

それでは、第6号議案 令和6年度使用福井県義務教育諸学校教科用図書採択福井・高志地区協議会の設置について、事務局から説明を求める。

事務局

(学校教育課長補佐)

令和6年度使用福井県義務教育諸学校教科用図書採択福井・高志地区協議会は、令和5年度が小学校教科用図書の採択の年度にあたり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第11項の規定に基づき、設置するものである。

協議会は、教育長や教育委員のほか、教育委員会から推薦される合計15名の委員で構成する予定である。

教育長	教科書は4年に1度採択され、福井市は永平寺町と協議会を設置している。 委員も福井市と永平寺町それぞれから選出されることになる。 その他、ただ今の説明について、御質問等があれば願います。 — 質疑なし —
教育長	それでは第6号議案について原案のとおり承認することで御異議ないか。 — 異議なし —
教育長	それでは第6号議案について原案のとおり承認することとする。 次に、第7号議案 学校嘱託医の退職に伴う福井市学校嘱託医功労者表彰について、事務局から説明を求める。
事務局 (保健給食課長)	学校嘱託医の退職に伴う福井市学校嘱託医功労者表彰について、福井市教育委員会表彰規則（昭和51年福井市教育委員会規則第9号）第2条第1項の規定に基づき、感謝状の基準を満たした者3名を表彰するものである。
教育長	ただ今の説明について、御質問等があれば願います。 3名は全て感謝状か。勤務年数が1年でも表彰されるのか。
多田委員	勤務年数の条件に下限はないのか。
事務局 (保健給食課長)	今回表彰する3名は全て感謝状である。勤務年数に下限はないため、勤務年数が1年でも退職された場合は感謝状の対象となる。
教育長	それでは第7号議案について原案のとおり承認することで御異議ないか。 — 異議なし —
教育長	それでは第7号議案について原案のとおり承認することとする。 次に、第1号報告 専決処分（福井市通学区域審議会委員の委嘱）の承認を求めることについて、事務局から説明を求める。
事務局 (学校教育課長補佐)	専決処分（福井市通学区域審議会委員の委嘱）の承認を求めることについて、福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和18年福井市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定に基づき、令和5年4月1日付け、福井市通学区域審議会委員に5名を委嘱したことについて、教育委員会の承認を求めるものである。 委嘱期間は、前任者の残任期間である令和5年7月31日までである。

教育長	<p>ただ今の説明について、御質問等があればお願いします。</p> <p>委嘱中の委員も含め、全員が令和5年7月31日で任期が満了するのか。</p>
事務局 (学校教育課長補佐)	<p>全員、令和5年7月31日で任期が満了する。8月1日から新たな委員を委嘱するため、後日改めて教育委員会にお諮りする。</p>
教育長	<p>それでは第1号報告について原案のとおり承認することで御異議ないか。</p> <p>— 異議なし —</p>
教育長	<p>それでは第1号報告について原案のとおり承認することとする。</p> <p>次に、第2号報告 専決処分（福井市結核対策委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて、事務局から説明を求める。</p>
事務局 (保健給食課長)	<p>専決処分（福井市結核対策委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて、福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和18年福井市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定に基づき、令和5年4月1日付け、福井市結核対策委員会委員に7名を委嘱したことについて、教育委員会の承認を求めるものである。</p> <p>委嘱期間は、いずれも令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間である。</p>
教育長	<p>ただ今の説明について、御質問等があればお願いします。</p> <p>— 質疑なし —</p>
教育長	<p>それでは第2号報告について原案のとおり承認することで御異議ないか。</p> <p>— 異議なし —</p>
教育長	<p>それでは第2号報告について原案のとおり承認することとする。</p> <p>次に、第3号報告 専決処分（福井市学校給食運営委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて、事務局から説明を求める。</p>
事務局 (保健給食課長)	<p>専決処分（福井市学校給食運営委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて、福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和18年福井市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定に基づき、令和5年4月1日付け、福井市学校給食運営委員会委員に3名を委嘱したことについて、教育委員会の承認を求めるものである。</p>

	委嘱期間は、前任者の残任期間である令和5年6月30日までである。
教育長	ただ今の説明について、御質問等があればお願いします。
多田委員	福井市学校給食運営委員会は、毎月開催されるのか。6月に委員会の開催予定が無く、7月1日付け新任者を改めて教育委員会に諮るのであれば、協議を1回で済ますことはできないか。 先ほどの福井市通学区域審議会も、委嘱期間が前任者の残任期間である7月31日までである。7月までに審議会の開催予定が無いならば、こちらも協議を1回で済ますことはできないか。
事務局 (保健給食課長)	福井市学校給食運営委員会は、月1回以上開催することとしており、次回は7月を予定している。なお、今回委嘱した委員については、7月以降も継続していただく予定である。前任者の残任期間については、今回、市議会議員の改選もあったため、教育委員会に報告させていただいた。
事務局 (学校教育課長補佐)	福井市通学区域審議会は、令和4年度は新中学校の整備もあり、年2回開催しているが、学校の新設等が無い場合、1回も開催しなかった年もある。
教育長	それでは第3号報告について原案のとおり承認することで御異議ないか。 — 異議なし —
教育長	それでは第3号報告について原案のとおり承認することとする。 次に、第4号報告 専決処分（福井市社会教育委員の委嘱）の承認を求めることについて、事務局から説明を求める。
事務局 (生涯学習課長)	専決処分（福井市社会教育委員の委嘱）の承認を求めることについて、福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和18年福井市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定に基づき、令和5年4月1日付け、福井市社会教育委員に1名を委嘱したことについて、教育委員会の承認を求めるものである。 委嘱期間は、前任者の残任期間である令和5年6月30日までである。 なお、令和5年7月1日からは、新たな委員を委嘱する予定である。
教育長	ただ今の説明について、御質問等があればお願いします。 社会教育委員の会議は、次回はいつ開催するのか。
事務局 (生涯学習課長)	次の会議は、7月を予定している。会議は年3回を見込んでいます。

教育長	<p>それでは第4号報告について原案のとおり承認することで御異議ないか。</p> <p>— 異議なし —</p>
教育長	<p>それでは第4号報告について原案のとおり承認することとする。</p> <p>次に、第5号報告及び第6号報告については 専決処分（福井市スポーツ推進審議会委員の委嘱）の承認を求めることについて、と同じ内容ですので、事務局から一括して説明を求める。</p>
事務局 （スポーツ課長）	<p>専決処分（福井市スポーツ推進審議会委員の委嘱）の承認を求めることについて、福井市教育委員会所管事務委任規則（昭和18年福井市教育委員会規則第6号）第2条第2項の規定に基づき、第5号は令和5年4月1日付け1名、第6号は令和5年4月11日付け1名を福井市スポーツ推進審議会委員に委嘱したことについて、教育委員会の承認を求めるものである。</p> <p>委嘱期間は、どちらも前任者の残任期間である令和5年8月31日までである。</p>
教育長	<p>ただ今の説明について、御質問等があればお願いします。</p>
多田委員	<p>4月1日や4月11日付けで新任された委員について、5月22日に教育委員会の承認を受けるまでは審議会等に出席できないのか。</p>
事務局 （スポーツ課長）	<p>4月1日や4月11日付けで教育長が専決処分しているため、それ以降の審議会等には出席できる。</p>
教育長	<p>専決処分の後は、委員として活動が可能であるならば、教育委員会への報告もまとめて1回で良いのではないか。</p>
事務局 （教育部長）	<p>教育委員会への報告をまとめて行うことが可能か、確認する。</p>
教育長	<p>それでは第5号報告及び第6号報告について原案のとおり承認することで御異議ないか。</p> <p>— 異議なし —</p>
教育長	<p>それでは第5号報告及び第6号報告について原案のとおり承認することとする。</p> <p>次に、報告（1）福井市少年愛護センター補導員福井市長表彰について、事務局から説明を求める。</p>

事務局 (青少年課長)	<p>福井市少年愛護センター補導員福井市長表彰について、福井市表彰規則（昭和40年福井市表彰規則第19号）第2条第8号の規定に基づき、8名を表彰したので報告する。</p> <p>補導員は、通常2～3人で行動し、1回あたり2～3時間の補導活動を行っている。これを、10年、15年、20年、25年間従事し、補導員として功労のあった者を表彰した。</p>
教育長	<p>ただ今の説明について、御意見、御質問等があればお願いする。</p> <p>— 質疑なし —</p>
教育長	<p>次に、報告（2）新たに指定される県指定文化財について、事務局から説明を求める。</p>
事務局 (文化財保護課長)	<p>新たに指定される県指定文化財について、令和5年3月20日に開催された県文化財保護審議会において、福井市内の文化財2件を県指定文化財にする旨の答申があり、5月9日に告示され県指定文化財に指定されたので報告する。</p> <p>新たに指定されたのは、大安寺所有の文化財であり、一部は福井市郷土歴史博物館に寄託されている。今回の2件を含め、福井市内の県指定文化財は61件になる。</p>
教育長	<p>ただ今の説明について、御意見、御質問等があればお願いする。</p>
春木委員	<p>今回、県指定を受けた文化財は、市の指定は受けているのか。また、市指定文化財で県の指定を受けたものは、市の指定は外れるのか。</p>
事務局 (文化財保護課長)	<p>今回の文化財は、市の指定は受けていない。最初から県指定文化財として指定を受けた。また、市指定文化財で県の指定を受けた場合、市の指定は外れる。</p>
教育長	<p>それでは、先ほど非公開と決した案件の審議に入る。</p> <p>(第4号議案及び第5号議案については、結果も含め非公開)</p>
教育長	<p>予定していた審議事項は以上だが、その他、報告事項があれば、事務局から説明を求める。</p>
事務局 (保健給食課長)	<p>— 新型コロナの5類移行について、資料を基に説明 —</p>
春木委員	<p>最近流行しているインフルエンザは、A型かB型のどちらか。</p>

事務局 (保健給食課長)	B型と聞いている。
教育長	子どもが新型コロナに感染した場合、薬は処方されるのか。
春木委員	子どもは重症化のリスクが低いため、薬は処方されないことが多い。
栗原委員	自分の小学生の子どもは、健康観察カードが5月22日から提出不要となったが、市内全域で同じような対応なのか。
事務局 (保健給食課長)	健康観察カードの提出は義務ではない。各学校の校長が判断している。
教育長	給食についても、グループごとに集まれるように緩和されているのか。
事務局 (保健給食課長)	給食については、各学校が慎重に判断しており、一斉には緩和されていないが、グループで給食を採る学校も少しずつ増えてきている。
栗原委員	個人的に、本の読み聞かせのボランティアをしているが、先週から子どもたちを一か所に集められるようになった。その際、子どもたちのほとんどは、マスクを着用している。
事務局 (教育総務課長)	— 教育委員の学校訪問について、冊子を基に説明 —
栗原委員	今年度の教育ウィークは、いつの予定か。
事務局 (学校教育課長補佐)	9月頃に学校よりスケジュールが提出される予定である。教育ウィークは11月頃になる予定である。
事務局 (みどり図書館長)	— 片山善博氏の講演会について、チラシを基に説明 —
教育長	他になければ、最後に事務局から次回の日程についてお願いする。
事務局	次回の定例教育委員会について、6月21日(水)15時30分から、場所は福井市役所8階第3委員会室にて開催するので、御出席いただきたい。
教育長	以上をもって会議を終了する。

令和5年6月19日

署名委員 多田 和博

署名委員 栗原 知子

会議録作成職員 内田 佳邦